

令和6年度
保育園のしおり



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

伊勢原市高部屋愛育保育園

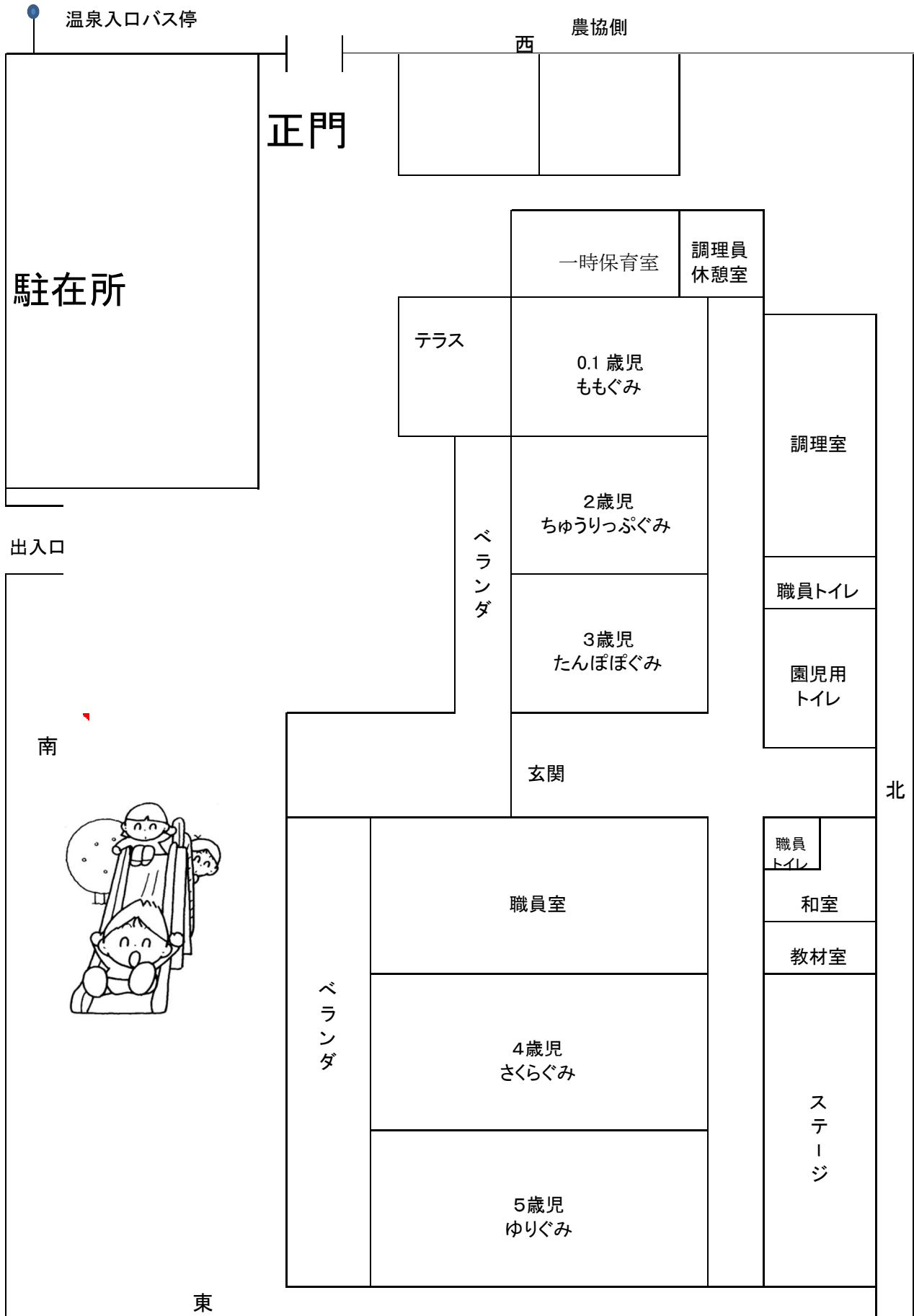
住所 〒 259-1111

伊勢原市西富岡1096

TEL 0463-95-1086

FAX 0463-95-4446

園内案内図



はじめに

入園をひかえ、成長されたお子様の姿に喜びもひとしおのことと思います。保育園は、乳幼児が心身ともに健やかに育ちあう楽しいところです。一人ひとりを大切にし、環境を整え、集団生活を通して、全ての発達を促進できるような経験をしていきたいと思ひます。これからは、お子様を中心にご家族の皆様と充分な連絡を取り合い、協力しながら保育を進めてまいりたいと思ひます。

保育理念

子ども一人ひとりを大切にし、保護者の気持ちに寄り添いながら地域に愛されるところとともに育ち合う保育園を目指します。

保育方針

- 人との関わりの中で思いやり、自主性など自ら生きる力の基礎を養う。
- 様々な体験を通して、豊かな感性を育て創造性の芽生えを養う。

保育目標

- 心身の健康な子ども
- 思いやりのある子ども
- 心豊かな子ども
- 考える子ども

保育園で大切にしたいこと

1. 一人育ちの基礎が身につくようにします。
 - (1) 基本的な生活習慣（食事・排泄・睡眠・清潔・着脱）の自立、運動や休息、栄養を取り規則正しい生活を送り、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
 - (2) 言葉を覚えて話す。自分の気持ちや考えを言葉で伝える。
 - (3) 運動機能を育てる。歩く・走る・飛ぶ・転がるなど戸外での活動を楽しむ。
 - (4) 身の回りの簡単なことは、自分でする力を育む。
2. 社会の一員としての基礎が身につくようにします。
 - (1) 集団生活の中で人と人との関わり方を学び、思いやりのある心を育てます。
 - (2) 生活に必要な決まりや約束を守ったり、人と協力したり役割を持って生活することなどを学びます。
 - (3) 子ども同士の協力や仲間意識など共に生きる喜びを学びます。
 - (4) 日常生活の保育を通して、保護者との協力と理解を深め、よりよい保育をめざします。

保育園のしおりは、卒園まで必要となりますので大切に保管してください。

①利用定員

利用定員 95名（乳児20名）

②職員体制 令和 年 月現在

園長	1名	給食調理員	4名
副園長	1名	嘱託医	2名
保育士	名	栄養士（兼務）	1名

③クラス編成

年齢に即した心身の向上発達をはかるために、5歳児（ゆり組）4歳児（さくら組）3歳児（たんぽぽ組）2歳児（ちゅうりっぷ組）0・1歳児（もも組）年齢別の編成を行うことを原則としています。

④入園・退園について

原則、入園は毎月1日付け、退園は毎月末日付けです。

次のような場合には、保育所を退所していただきますので、ご注意ください。

- ・保育の実施要件を満たさなくなったとき。
- ・保育の実施期間が終了したとき。
- ・入所後、集団生活に支障をきたしたとき。
- ・虚偽の申請の事実が判明したとき。
- ・正当な理由がなく、長期に渡り登園がなかったとき。

⑤休園日

日曜日・祝祭日 12月29日～1月3日

⑥ならし保育

乳幼児は、環境の変化に適応しにくいものです。分離不安や心身の疲労をやわらげるために、徐々に集団生活に慣れるようにしていきます。このことをご理解のうえ、10日間程度のならし保育にご協力ください。※お子様の状態により異なります。

⑦家庭連絡

- ・園の行事は、園だより（おさなご）で毎月お知らせします。
- ・掲示板、又はクラス掲示でお知らせしますので毎日必ずご覧ください。
- ・書面による連絡もありますので、毎日カバンの中を確認してください。
- ・0、1歳児はお便り入れを使用しますので毎日確認してください。
- ・通知にはよく目を通し、返事や報告のいるときは必ず提出をお願いします。
- ・市役所（子ども育成課）からのお知らせなどがマチコミメールで配信されます。登録をお願いします。

⑧保育時間

保育時間は、保護者の就労などで保育が必要になる時間を基本に、園が設定します。

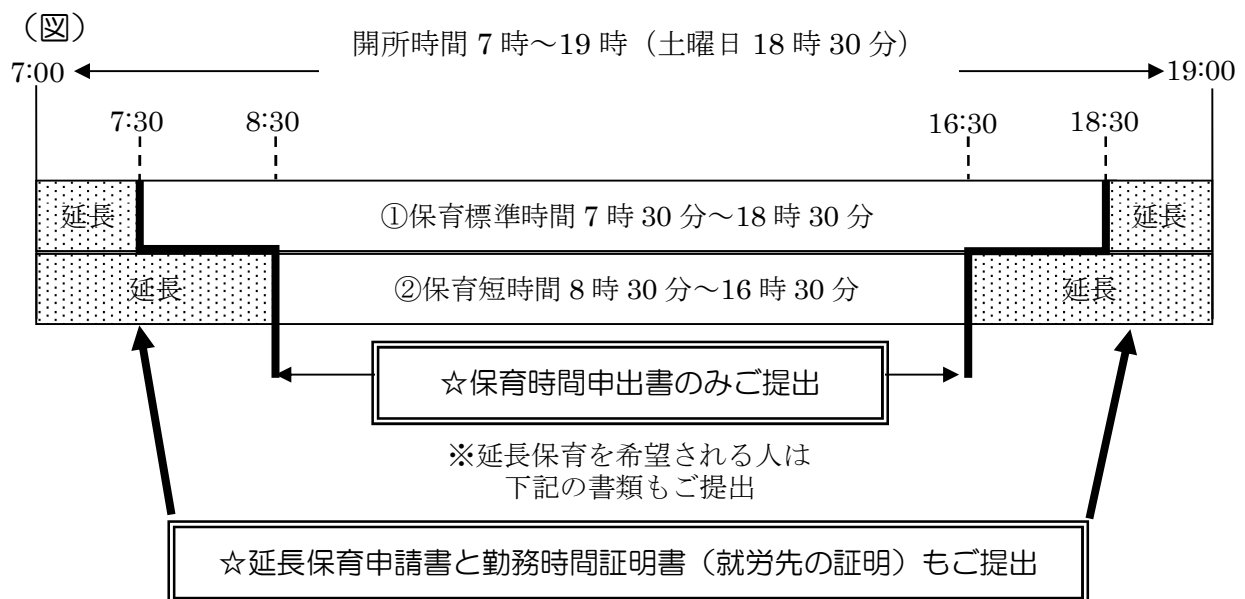
公立保育園の開所時間は12時間ですが、保育サービスを利用できる時間は、お子さんが認定を受けている「保育の必要量の区分」（※説明参照）により異なってきます。

お子さんごとの保育時間は、下図に示すそれぞれの区分（標準・短）の時間内で、保育が必要な時間（就労・通勤・登降園時間等）を考慮して設定します。園で配布する「保育時間申出書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。また、勤務内容や勤務時間・場所等が変更となったときも、速やかにお申し出ください。

なお、保育標準時間7時30分～18時30分や保育短時間8時30分～16時30分の前後の時間を延長して利用希望する場合は、延長保育の申請が必要となります。「保育時間申出書」に加え、「延長保育申請書」及び「勤務時間証明書」をご提出ください。

※説明「保育の必要量の区分」とは？

- ①保育標準時間利用…フルタイム勤務（30時間／週以上）の方が利用できる区分。
利用可能時間は1日最大11時間。
- ②保育短時間利用…パートタイム勤務（64時間／月以上）の方が利用できる区分。
利用可能時間は1日最大8時間。



<保育時間を設定するために必要な書類>

- ・延長保育を希望しない人……「保育時間申出書」のみ
- ・延長保育を希望する人……「保育時間申出書」に加え、「延長保育申請書」と「勤務時間証明書」（就労先の証明）

延長保育は 10 分 100 円の延長保育料がかかります。

ただし開所時間（平日 19：00、土曜日 18：30）を超えて延長した場合には 300 円を加算した額とします。料金は利用月の月末または、次の月初めに集金します。

⑨給食

- ・平日、土曜日とも実施致します。
- ・月初めに栄養士による献立表を配布します。
- ・3歳未満児は主食（パン・ごはん）・副食（おかず）共に保育園で提供します。
- ・3歳以上児は主食費（800 円）、副食費（4,500 円）については自己負担となります。集金は月末に集金袋を配布します。
- ・お弁当の日は、年数回程度、行事などで行なうことがあります。

※アレルギーのお子さんについて

お子さまの食物アレルギー等でご心配のある方は、入所申し込み時にあらかじめ申し出てください。

アレルギー食（除去食）を実施する場合には、☆生活管理指導表を医師に記入していただき定期的に園に提出してください。

解除するときは☆除去解除申請書が必要です。 ☆の書類は保育園にあります。

⑩通園

- ・登園、降園については、保護者の方に責任をもっていただきます。
- ・登降園については、必ず保育士に声をかけてください。
- ・子ども達の生活リズムを整える、給食調理準備の為 9 時までに登園してください。
- ・欠席の場合は、9 時までに連絡してください。
- ・迎えが代理の場合は、必ず前もってその旨をご連絡ください。また、迎えの時間が通常と違う場合もご連絡ください。
- ・園に面識のない方については証明書（保険証、免許証）となるものを見せていただくことがあります。
- ・決められた保育時間は、個々によって違いますので必ずお守りください。
- ・迎えの後、園庭の遊具を利用しての自由遊びは事故につながりますので、速やかに帰りましょう。



⑪交通安全

- ・車での送迎時は、高部屋公民館の駐車場（砂利の駐車場）を利用しています。送迎の際は速やかに短時間で行ってください。
- ・送迎時、車から離れる時は必ずエンジンを止めロックをしましょう。
- ・ご家庭においても、外出する際には正しい道路の歩き方等ご指導ください。

駐車場からの行き帰りは必ずお子様と手をつないで歩いてください。

- ・朝の登園時は道路の自主規制（一方通行で伊藤歯科から進入し小学校裏から出る）を行っています。スクールゾーンでもあり、通行車両が多いため運転には十分気をつけてください。
- ・車のトラブルに関しては、一切責任を持ちませんのでご注意ください。園庭前の道路は、道幅が狭く通園路になっておりますので、園児の送迎時の通行及び停車は禁止です。



くれぐれも事故などありませんようご注意ください。

⑫行事 ◆ 保護者の方に参加していただく行事です。

令和6年度 年間行事予定

行 事	月 日	備 考
入園・進級のつどい	4月 1日(月)	9:30～11:00
防災引取り訓練	5月15日(水)	
個人面接・	6月	
運動会	10月 5日(土)	9:00～12:00
クラス懇談会	10・11月	5歳児ゆり組 1月
生活発表会	12月14日(土)	9:00～12:00
保育参観	1月	9:00～11:00
卒園式	3月15日(土)	5歳児ゆり組

※都合により前後することもありますのでご了承ください。

⑬病気

子どもは自分の健康状態を把握することはできません。登園する前には必ず朝の健康状態をしっかりと見て登園してください。

- ・保育園では原則として病気のお子様はお預かりできません。
(発熱等病気の際は自宅での療養をお願いします。)
- ・保育中の発熱、その他健康状態が悪い場合に電話連絡いたします。



(状態によりお迎えをお願いすることもあります。)

- ・緊急の場合、やむなく医師の診断を受けることもあります。医師の治療が必要と判断した場合には、園で速やかに医療機関に連れて行きます。その場合、原則として保護者に状況を連絡し、また、その結果について報告します。園で通院させた場合には、次の日に健康保険証の準備をお願い致します。
- ・投薬は出来ませんので、薬をもつての登園はご遠慮ください。
- ・流行性の病気が治って登園する場合は、必ず医師の指示に従ってください。
- ・学校伝染病にかかった時には、すぐに園に連絡し、登園する際には必ず治癒証明書(医師に申し出る)を提出してください。

・食中毒の防止

園では食中毒防止の三原則である「清潔・加熱(冷蔵)・迅速」を厳守すると共に、特に病原性大腸菌 0-157 による食中毒の発生防止に万全を期しています。

ご家庭においても十分ご注意ください。

- ・お子様の身体的なことでご心配のある方は担任までご連絡ください。

(けいれん 脱臼 アレルギー症状など)

早期発見、早期治療に心がけ、他の人に迷惑がかからないように、一人ひとりが注意しましょう。



⑭排便

- ・決まった時間の排便は、健康のバロメーターです。
- ・毎日朝食は必ずとり、排便をすませてから登園する習慣を付けてください。

⑮服装

- ・清潔で活動しやすく、ひとりで着脱しやすい衣服を着せてください。
- ・園内では、毎日クラス別カラー帽子を使用します。(2歳児クラス以上)

すべての持ち物には、必ずひらがなで名前をはっきり書いてください。



⑯健康管理

- ・健康診断 内科、歯科ともに年二回行います。
【嘱託医】 内科 比企野小児科医院 大跡典子先生 Tel.95-0380
 歯科 みやけ歯科 清水 崇先生 Tel.95-5454
- ・尿検査 4・5歳児対象に年一回行います。費用は市負担です。
- ・身体計測 身長・体重の測定を毎月行います。

- ・午睡 原則として年間通して行います。
- ・その他 予防接種などは各自で計画的に受けてください。
病原性大腸菌 O-157 の発生予防について
 - ・手洗いの徹底
 - ・個人用タオル・コップ等は毎日家庭に持ち帰ります。
消毒洗浄を行ってください。
 - ・視診の徹底

⑰諸届

変更届

◆次のような事柄が発生した場合に変更届が必要です。

- ・職場変更 保育園より所定の用紙を受け取り、記入をして提出する。
就労証明書も添付する。
- ・住所変更 所定用紙に記入し提出する。
- ・電話番号 速やかに園に連絡する。
- ・家族変更 出産、その他同居者の関係で、変更が生じた場合は、所定の用紙に記入し提出する。
- ・母親の妊娠 入所理由に変更が生じるため、母子健康手帳（出産予定日が記載されているページ）の写しを提出する。

欠席届

- ・保育所欠席届 6日以上欠席する（した）場合、所定の用紙に記入し提出する。
- ・長期欠席届 15日以上欠席する（した）場合、所定の用紙に記入し提出する。
（病気の場合は診断書を添付していただくことがあります。）

退所届

退所が決定した場合、園に申し出て所定用紙に記載し提出する。

書類は保育園にあります

⑱防災体制

1 緊急非常体制

伊勢原市は大規模地震が発生する地域となっています。いつ起こるかもしれない災害に対し、万一来に備え、防災体制を制定していますのでご協力をお願いします。

地震

- 保育中に大規模地震の発生や地震予知情報の発令された場合は自発的に迎えにきてください。
- 登園する前に大規模地震の発生や地震予知情報の発令された場合はご家庭で待機してください。
- 登園途中に大規模地震の発生や地震予知情報の発令された場合はすみやかに家庭に引き返してください。

災害が発生した場合の安否確認は災害伝言ダイヤルを利用します。

【災害伝言ダイヤル 171】

また、災害に関する情報はマチコミメール、市の公式ツイッターやくらし安心メールでも発信されます。

☆マチコミメール（登録をお願いします。）

☆伊勢原市公式ツイッター（URL：https://mobile.twitter.com/Isehara_City）

☆くらし安心メール（携帯用URL：<https://service.sugumail.com/Isehara/>）

台風・降雪（火災）

- ・園からは連絡をしません。状況判断により自発的に迎えにきてください。
- ・登園前については、情報はよく聞いて行動しましょう。

地震、台風、降雪（火災）等状況判断により、自発的に迎えに来てください。

緊急避難場所

第一避難場所	第二避難場所
高部屋愛育保育園	高部屋小学校



2 園児引渡し方法

非常事態が発生し、園児を帰宅させる場合は、引き渡しカードに記入してある「引受者」と園とで「引渡しカード」を取り交わし確認します。
引渡しは避難場所で行います。



3 園児に対する教育

非常災害に対する普段からの注意を図ると共に、訓練や安全教育を行います。
家庭でも日ごろから防災について話し合っておきましょう

⑱家庭育児相談

- ・園では育児相談を行なっています。
- ・お子様の日常生活で、お困りのことや悩みについて、お気軽にご相談ください。
- ・電話でも受け付けています。☎0463-95-1086

⑳意見要望について

保育園に対してお気づきのことやご意見・ご要望などがございましたら遠慮なくお話し
いただきたいと思います。電話や送迎時に保育士と直接お話してください。

私どもは可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく努めていきます。

なお、保育園ではこのようなご意見をいただく時、従来どおり職員の誰でもご意見を賜
りますが、一応、担当者と責任者をそれぞれ設けました。

- ご意見・ご要望の受付担当・・・各クラス担任・副園長
- ご意見・ご要望の相談解決責任者・・・園長

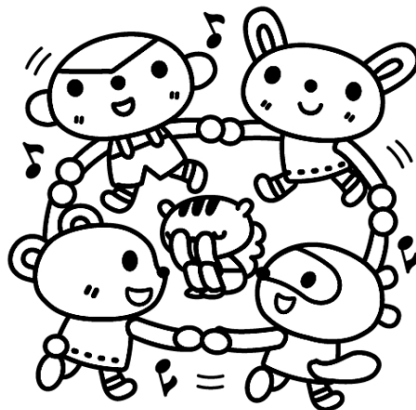
㉑虐待等の防止について

- ・入所児の人権の擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備します。
- ・職員に対して虐待防止や人権に関する啓発のための研修を実施します。
- ・子どもの人権に十分に配慮し、一人ひとりの人格を尊重した保育を実施します。
- ・入所児の虐待が疑われる場合には、関係機関や市町村に報告します。

㉒園庭開放

高部屋愛育保育園では、地域の皆様に園庭を開放しています。

※月曜日～金曜日、9時30分～12時



保育園の一日

(0・1・2歳児)

(もも組・ちゅうりっぷ組)

7:00 保育開始

8:30

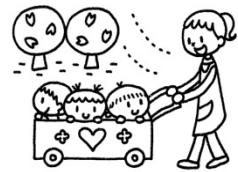
「おはよう」 登園

・おむつ交換、排泄 ・遊び

「おやつをいただきます」

・おむつ交換、排泄 ・清拭 ・授乳、おやつ

・睡眠(0歳児) ・手あらい



「あそびましょう」

保育士の見守りの中で、室内、室外あそびを楽しむ。

11:00

「おいしいきゅうしょくをいただきます」

・おむつ交換、排泄 ・清拭 ・授乳、離乳食

・うがい ・手あらい

12:30

「おひるねです」

☆個人差を配慮します。

・おむつ交換、排泄 ・着替え ・絵本の読み聞かせ

14:45

「おきょうね」

・おむつ交換、排泄



15:15

「おやつをいただきます」

・清拭 ・授乳 ・おむつ交換、排泄 ・手あらい

*排泄やおむつ交換は個々にあわせて行っています。

16:30

「さようなら」降園

19:00 保育終了

保育園の一日

(3・4・5歳児)

(たんぽぽ組・さくら組・ゆり組)

7:00 保育開始

8:30 「おはよう」登園
・自由あそび ・片付け ・体操

「みんなであそぼ」
・いろいろな遊具、素材を使い、室内、室外あそびを楽しむ。

11:30 「おいしいきゅうしょくをいただきます」
・排泄 ・手洗い ・歯磨き ・うがい



13:00 「みんなとおひるねです」
・排泄 ・着替え ・絵本の読み聞かせ

14:45 「おきようね」
・排泄 ・着替え



15:15 「おやつをいただきます」
・手洗い ・うがい

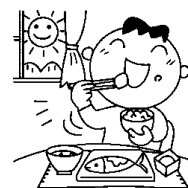
・室内、室外での自由あそび

16:30 「さようなら」降園



19:00 保育終了

楽しい一日のために



1. 早寝、早起きを心がけましょう。

朝食はしっかりと、排便を習慣づけ、今日も一日元気に過ごしましょう。

2. 忘れ物はないかな？

コップ、歯ブラシ、タオル etc・・・。

3. 朝の挨拶「おはよう」

登園したら、保育士に声をかけてください。



4. カバンなど身のまわりのものは、ひとりで

出来るよう習慣づけて行きましょう。

お子様のやろうとする気持ちを大切にしましょう。



5. 保護者の方々の連絡先は常にはっきりとお知らせください。

出張等の連絡も忘れずに。

6. お迎えの時間を守りましょう。

連絡なしに遅くなるとお子様が不安になります。

7. お迎えの時はお子様の所へいらしてください。そして笑顔で

迎えてあげてください。

クラスの掲示板を忘れず読んでください。カバンの中も確認してください。

8. 帰る時は必ず、保育士に声を掛けてください。

18時以降のお迎えは、危機管理のため施錠しますので、0.1歳児もも組の出入り口にあるチャイムを押してください。

門を出るときは必ずお子様と手をつないで一緒に歩くようお願いいたします。

楽しい会話が出来るといいですね。



保育園生活で気をつけていただきたいこと

- 1 駐車場は高部屋公民館のご好意で利用させていただいています。交通ルールを守ってスムーズな対応をお願いします。
- 2 登園時には必ず保育士に声をかけてください。お子様の体調など気になることは、保育士に必ずお伝えください。(0・1歳児には連絡帳もありますが、体調の変化等は口頭でお伝えください。)
- 3 保育園から帰る時は園庭で遊ばないようお願いします。特にカバンをもつての遊具での遊びはとても危険です。
- 4 コップ、歯ブラシ、タオルは毎日洗ってください。衛生面には十分気をつけましょう。
- 5 園の門を出るときは車に注意し、お子様と一緒に手をつないで駐車場まで歩いてください。門の開閉は保護者の方がお願いします。(手を挟む等の危険があります)
- 6 チャイルドシートを着用しましょう。
- 7 朝の登園は9時までにはお願いします。欠席、都合で遅れる時も、9時までには必ず連絡をお願いします。
- 8 通園カバンにキーホルダーなど付ける時は一つにしてください。たくさん付けますとトラブルの原因になります。
- 9 安全に遊ぶために、フード付きトレーナー、スカート、スカート付きズボン、丈の長い上着はご遠慮ください。動きやすい服装で登園してください。
- 10 集金は登園時に職員に直接渡し、必ず中身の確認を一緒にしてください。(降園時・土曜日はお預かりできません。)



子どもがかかりやすい伝染病と出席停止期間の基準

○保育園での感染症の出席停止の考え方

病気が治り健康が回復するまで治療し、休養をとらせることが大切です。同時に、感染症の伝染を予防するために、病原体を多く排泄して他人に感染させる状態の間は、集団の中に入ることを控える(出席停止)必要があります。本人の健康回復と周りの子どもたちへの伝染防止の二つの目的があります。

学校感染症一覧表（第一種～第三種は、治癒証明書が必要です）

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型H5N1であるものに限る)など			
第二種 感染症	病名	潜伏期間	感染経路	出席停止期間
	インフルエンザ	1～4日	飛沫感染 接触感染	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで（インフルエンザ登園届）
	百日咳	7～10日	飛沫感染 接触感染	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	8～12日	空気感染 飛沫感染 接触感染	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	16～18日	飛沫感染 接触感染	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	16～18日	空気感染 飛沫感染 接触感染	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	14～16日	空気感染 飛沫感染 接触感染	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	2～14日	飛沫感染 接触感染	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	4日以内	飛沫感染	医師が感染の恐れがないと認めるまで
結核	2年以内	空気感染	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157・O-26など) 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)急性出血性結膜炎(アポロ病)			
その他の 感染症	溶連菌感染症 手足口病 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 アタマジラミ 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症) 伝染性軟属腫(水イボ) 伝染性膿痂疹(とびひ)			
	新型コロナウイルス感染症 【登園の目安】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。 *無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過すること			

出席停止期間

* 第一種感染症・・・治癒するまで

* 第二種感染症(結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く)・・・上記の期間(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた時は、この限りでない)

学校保健安全法

<学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症の種類より>

<学校保健安全法施行規則第 19 条における出席停止の期間の基準

